

令和2年11月山口県議会定例会議案目次

予 算

議案第1号	令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）	1
議案第2号	令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	19
議案第3号	令和2年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	23
議案第4号	令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	29
議案第5号	令和2年度電気事業会計補正予算（第1号）	33
議案第6号	令和2年度工業用水道事業会計補正予算（第1号）	35
議案第7号	令和2年度流域下水道事業会計補正予算（第1号）	37

議案第1号

令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）

令和2年度山口県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,847,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,032,391,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
7 分担金及び負担金		△2,967	3,847,794	3,844,827	
	1 分 担 金	△60	241,944	241,884	
	2 負 担 金	△2,907	3,605,850	3,602,943	
9 国庫支出金		3,106,159	133,802,122	136,908,281	
	1 国庫負担金	△58,775	37,401,313	37,342,538	
	2 国庫補助金	3,164,934	94,111,669	97,276,603	
12 繰入金		△360,511	27,289,011	26,928,500	
	1 特別会計繰入金	△469	6,490,217	6,489,748	
	2 基金繰入金	△360,042	20,798,794	20,438,752	
13 繰越金		104,638	4,275,113	4,379,751	
	1 繰越金	104,638	4,275,113	4,379,751	
14 諸収入		△57	337,645,231	337,645,174	

	6 雑 入	△57	3,618,374	3,618,317	
歳 入 合 計		2,847,262	1,029,544,145	1,032,391,407	

歳 出					
款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
1 議 会 費		△3,647	1,444,736	1,441,089	
	1 議 会 費	△3,647	1,444,736	1,441,089	
2 総 務 費		△17,819	34,465,546	34,447,727	
	1 総 務 管 理 費	△7,427	15,416,577	15,409,150	
	2 企 画 調 整 費	△2,819	9,125,564	9,122,745	
	3 徴 税 費	△4,387	5,987,786	5,983,399	
	4 市 町 村 振 興 費	△497	1,324,044	1,323,547	
	5 選 挙 費	△104	48,050	47,946	
	6 防 災 費	△1,125	1,120,931	1,119,806	
	7 統 計 調 査 費	△681	1,137,492	1,136,811	
	8 人 事 委 員 会 費	△309	125,170	124,861	
	9 監 査 委 員 費	△470	179,932	179,462	
3 民 生 費		936,901	109,635,910	110,572,811	

	1 社会福祉費	939,735	86,003,607	86,943,342	
	4 児童福祉費	△2,519	22,548,905	22,546,386	
	7 生活保護費	△315	1,075,068	1,074,753	
4 衛生費		2,212,065	43,051,164	45,263,229	
	1 公衆衛生費	1,285,299	22,505,675	23,790,974	
	4 環境衛生費	△1,788	2,682,776	2,680,988	
	7 保健所費	△5,212	2,181,422	2,176,210	
	8 医薬費	933,766	13,872,055	14,805,821	
5 労働費		△1,413	2,850,107	2,848,694	
	1 労政費	△524	759,453	758,929	
	2 職業能力開発費	△647	1,404,304	1,403,657	
	4 労働委員会費	△242	106,176	105,934	
6 農林水産業費		84,031	38,158,200	38,242,231	
	1 農業費	89,850	12,041,874	12,131,724	
	2 畜産業費	△364	453,112	452,748	

	3 農 地 費	△865	12,254,395	12,253,530	
	4 林 業 費	△972	6,877,913	6,876,941	
	5 水 産 業 費	△3,618	6,530,906	6,527,288	
7 商 工 費		△2,846	344,694,281	344,691,435	
	1 商 業 費	△806	4,068,030	4,067,224	
	2 工 鉦 業 費	△1,286	337,728,855	337,727,569	
	3 観 光 費	△754	2,897,396	2,896,642	
8 土 木 費		△16,688	77,062,153	77,045,465	
	1 管 理 費	△16,644	6,789,344	6,772,700	
	5 都 市 計 画 費	△44	4,462,834	4,462,790	
9 警 察 費		△71,421	38,975,416	38,903,995	
	1 警 察 管 理 費	△71,421	36,255,206	36,183,785	
10 教 育 費		△271,901	146,810,392	146,538,491	
	1 教 育 総 務 費	△7,661	25,024,196	25,016,535	
	2 小 学 校 費	△112,079	41,620,848	41,508,769	

	3 中 学 校 費	△67,368	25,902,563	25,835,195	
	4 高 等 学 校 費	△53,723	25,962,604	25,908,881	
	7 特 別 支 援 学 校 費	△28,164	12,749,126	12,720,962	
	8 社 会 教 育 費	△2,277	1,611,978	1,609,701	
	9 保 健 体 育 費	△505	664,169	663,664	
	11 学 事 費	△124	10,990,736	10,990,612	
	歳 出 合 計	2,847,262	1,029,544,145	1,032,391,407	

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 項	金 額	備 考		
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	人 事 管 理 費	62,466			
		文 書 管 理 費	340,549			
		庁 舎 等 維 持 管 理 費	73,066			
	2 企 画 調 整 費	情 報 化 推 進 費	386,342			
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障 害 者 自 立 支 援 対 策 費	229,050			
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 費	143,540			
		県 営 老 朽 た め 池 整 備 事 業 費	136,520			
	4 林 業 費	広 域 基 幹 林 道 開 設 事 業 費	123,442			
		一 般 治 山 事 業 費	251,005			
	5 水 産 業 費	地 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費	53,440			
		広 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費	444,793			
		漁 港 漁 場 機 能 高 度 化 事 業 費	246,923			
		漁 港 海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 費	76,300			
		8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	142,254	
				単 独 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	26,301	
		道 路 災 害 防 除 費	234,357			
		道 路 改 良 費	736,421			

		単独道路改良費	587,358
		橋りょう補修費	719,511
	3 河川海岸費	広域河川改修費	162,631
		周防高潮対策事業費	107,057
		河川工作物関連応急対策事業費	135,855
		単独河川改修費	79,200
		河川受託事業費	43,200
		通常砂防事業費	498,438
		地すべり対策事業費	73,600
		急傾斜地崩壊対策事業費	277,180
		単独砂防改良費	16,275
		自然災害防止事業費	48,205
	4 港湾費	港湾改修費	139,500
		港湾既存施設有効活用促進事業費	133,517
		海岸防災事業費	80,000
	5 都市計画費	都市計画街路整備事業費	89,546
		単独都市計画街路整備事業費	119,794
		都市公園整備事業費	156,102
		単独都市公園整備事業費	35,793
	6 住宅費	公営住宅建設費	419,435
10 教育費	4 高等学校費	実験実習費	183,227

11 災害復旧費		大規模改造事業費	184,777	
	7 特別支援学校費	実験実習費	37,281	
	9 保健体育費	学校保健管理指導費	37,017	
	2 土木施設災害復旧費	土木過年補助災害復旧事業費	5,346	
		土木現年補助災害復旧事業費	1,042,604	
合		計	9,119,218	

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	1,291,155千円
2 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	112,515千円
3 山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	1,437,950千円
4 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	1,068,100千円
5 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	796,355千円
6 山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	213,765千円
7 山口県立下関武道館に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	301,375千円

8 山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	486,265千円
9 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	122,795千円
10 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	46,505千円
11 山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	949,485千円
12 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	127,781千円
13 山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	247,680千円
14 やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	526,110千円
15 山口県内海栽培漁業センター等に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	1,518,995千円

16 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	944,694千円
17 交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道油谷港線ほか1か所)	令和3年度	68,250千円
18 単独交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道光日積線ほか5か所)	令和3年度	76,000千円
19 舗装補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道妻崎開作線ほか3か所)	令和3年度	94,500千円
20 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道191号ほか2か所)	令和3年度	99,750千円
21 単独道路舗装事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道山口宇部線ほか1か所)	令和3年度	40,000千円
22 単独道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道周東美川線)	令和3年度	60,000千円
23 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道柳井上関線ほか4か所)	令和3年度	273,000千円

24 単独道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道長門油谷線ほか23か所)	令和3年度	443,000千円
25 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道191号ほか22か所)	令和3年度	157,500千円
26 単独河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (滝川ほか5か所)	令和3年度	30,000千円
27 侵食対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (松谷海岸)	令和3年度	115,500千円
28 通常砂防事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (宇賀本郷東川ほか11か所)	令和3年度	407,400千円
29 地すべり対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (中浦下庄地区)	令和3年度	31,500千円
30 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (山田(1)地区ほか14か所)	令和3年度	614,250千円
31 自然災害防止事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (内谷地区)	令和3年度	20,000千円

32 港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和3年度	84,000千円
33 単独港湾改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (宇部港ほか1か所)	令和3年度	45,000千円
34 海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (小野田港)	令和3年度	105,000千円
35 片添ヶ浜海浜公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	154,140千円
36 萩ウェルネスパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	156,995千円
37 都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (亀山公園)	令和3年度	63,000千円
38 山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	191,259千円
39 山口県秋吉台青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	282,390千円

40 山口県十種ヶ峰青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	318,440千円
41 山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	415,440千円
42 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	168,505千円

議案第 2 号

令和 2 年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ119千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 395,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
5 繰 入 金		△119	223,393	223,274	
	1 他 会 計 繰 入 金	△119	223,393	223,274	
歳 入 合 計		△119	395,552	395,433	

歳 出					
款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		△119	395,552	395,433	
	2 市場管理費	△119	395,552	395,433	
歳 出 合 計		△119	395,552	395,433	

議案第3号

令和2年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,496,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
5 県 債		△300	1,330,000	1,329,700	
	1 県 債	△300	1,330,000	1,329,700	
歳 入 合 計		△300	3,497,283	3,496,983	

歳 出					
款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
1 港湾整備事業費		△300	3,497,283	3,496,983	
	1 港湾費	△300	3,497,283	3,496,983	
歳 出 合 計		△300	3,497,283	3,496,983	

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港ほか1か所)	令和3年度	270,000千円

第3表 地方債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 整 備 事 業	1,330,000	証書借入又は 証券発行	年8.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率に よる。	元利均等半年 賦又は元金均 等半年賦30年 以内 ただし、特 別なものは、 借入先と協議 して定める条 件による。	1,329,700	証書借入又は 証券発行	年8.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率に よる。	元利均等半年 賦又は元金均 等半年賦30年 以内 ただし、特 別なものは、 借入先と協議 して定める条 件による。

議案第4号

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,499,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
8 繰 入 金		△100	7,981,705	7,981,605	
	1 他 会 計 繰 入 金	△100	7,626,419	7,626,319	
9 繰 越 金		7,947	2,998,422	3,006,369	
	1 繰 越 金	7,947	2,998,422	3,006,369	
歳 入 合 計		7,847	144,491,607	144,499,454	

歳 出					
款	項	補 正 額	補 正 前 の 額	計	備 考
1 総 務 費		△100	36,707	36,607	
	1 総 務 管 理 費	△100	36,358	36,258	
4 前期高齢者納付金等		7,947	22,224	30,171	
	1 前期高齢者納付金等	7,947	22,224	30,171	
歳 出 合 計		7,847	144,491,607	144,499,454	

議案第5号

令和2年度電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度山口県の電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	補正予定額	既決予定額	
第2款 電気事業費用	△1,042千円	1,661,151千円	1,660,109千円
第1項 営業費用	△1,042千円	1,585,602千円	1,584,560千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中「職員給与費442,426千円」を「職員給与費441,384千円」に改める。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第6号

令和2年度工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	補正予定額	既決予定額	
第2款 工業用水道事業費用	△1,792千円	6,598,529千円	6,596,737千円
第1項 営業費用	△1,792千円	6,273,340千円	6,271,548千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条中「職員給与費744,806千円」を「職員給与費743,014千円」に改める。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第7号

令和2年度流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	補正予定額	既決予定額	
第1款 流域下水道事業収益	△56千円	1,814,427千円	1,814,371千円
第1項 営業収益	△56千円	677,304千円	677,248千円
科 目	支 出		計
	補正予定額	既決予定額	
第2款 流域下水道事業費用	△56千円	1,814,427千円	1,814,371千円
第1項 営業費用	△56千円	1,755,518千円	1,755,462千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△44千円	936,505千円	936,461千円
第3項 負担金	△44千円	319,805千円	319,761千円

科 目	支 出		
	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△44千円	936,505千円	936,461千円
第1項 建設改良費	△44千円	605,648千円	605,604千円

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2中「22千円及び60,541千円」を「38千円及び11,023千円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第5条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	1,425,633千円
田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から 令和7年度まで	467,885千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費42,101千円」を「職員給与費42,001千円」に改める。

令和2年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政